審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・環境課

法令名	土壌汚染対策法施行規則	法令の番号	平成１４年環境省令第２９号
許認可等の種類	形質変更時要届出区域における土地の形質の変更の施行方法に係る確認申請	根拠条項	第５０条第３項

審査基準	○土壌汚染対策法施行規則（第五十条第三項で準用する第四十六条二項） 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第一項第二号の確認をするものとする。 ○土壌汚染対策法施行規則（第五十条第一項） 法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。 一　略 二　土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの ○土壌汚染対策法（第十二条） 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの 二～三　略 ○土壌汚染対策法施行規則（第四十三条） 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。 一　略 二　指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの 三 略

<table>
<tr>
<td>受付
機関</td>
<td>環境課</td>
<td>処理
機関</td>
<td>環境課</td>
<td>交付
機関</td>
<td>環境課</td>
<td>標準処理期間（当該期間には初日を算入することとし、閉庁日を含めない）　１４日
標準経由期間　　日</td>
<td>目次
ＮＯ</td>
<td>－１</td>
</tr>
</table>